

## 復帰に関する申立書

(一財) 東京都人材支援事業団理事長 あて

(産前産後休暇中、又は育児休業中の)

保護者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

上記産前産後休暇中、又は育児休業中の保護者は、利用申込みに際し、下記のとおり申し立てます。

## 記

(申込児童氏名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 月 日生) の  
とちよう保育園の定期利用が決定した場合は、

1. 産前産後休暇終了後、すみやかに職場へ復帰し、
2. 利用開始月の末日までに、育児休業を終了して職場へ復帰し、

これに伴う「復帰証明書」を復帰後2週間以内に提出します。

また、理由に関わらず職場へ復帰できない場合、又は復帰証明書を上記期限内に提出できない場合は、とちよう保育園の内定・利用決定が取消し、又は利用できなくなることに異議はありません。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

(産前産後休暇中、又は育児休業中の)

保護者署名 \_\_\_\_\_

上記申し立てに同意します。 ※ひとり親家庭は記入不要です

\_\_\_\_\_ 年 月 日

(上記署名以外の)

保護者署名 \_\_\_\_\_

※復帰とは、産前産後休暇、又は育児休業を取得している勤務先に、産前産後休暇、又は育児休業取得前と同じ雇用条件（雇用形態・就労日数・就労時間など）で復帰して就労することを意味します。

※復帰後に育児短時間勤務等をする場合は、産前産後休暇、又は育児休業取得前の就労時間から2時間以内までであれば、取得前の就労時間や就労日数により審査します。育児短時間勤務等により産前産後休暇、又は育児休業取得前の就労時間から2時間を超えて短くなる場合や就労日数を減じる場合は、取得後の就労時間や就労日数により審査します。（取得予定者も同様。）

※申込時に産前産後休暇、又は育児休業取得前の就労時間から2時間以内の育児短時間勤務等をするとしていたにもかかわらず、復帰後産前産後休暇、又は育児休業取得前の就労時間から2時間を超えて育児短時間勤務等をしていることが判明した場合は、利用できなくなります。